

岡山市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱

平成23年4月1日 制定
平成27年4月1日 改正
平成29年4月1日 改正
平成31年4月1日 改正
令和2年4月1日 改正
令和3年4月1日 改正
令和4年4月1日 改正
令和7年4月1日 改正

(趣旨)

第1条 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第3号に規定する事業を実施する農業者団体等（同項柱書の「農業者団体等」をいう。以下同じ。）に対する支援を行うため、予算の範囲内において岡山市環境保全型農業直接支払交付金（以下「交付金」という。）を交付する。その交付に関しては、法、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付3農産第3817号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(事業の内容)

第3条 実施要綱別紙に基づき、自然環境の保全に資する農業の生産方式（「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則第5条第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める農業に関する技術を定める件」（平成27年4月2日農林水産省告示第755号）に定める「農業に関する技術」を用いるものをいう。）を導入した農業生産活動（以下「農業生産活動」という。）の実施を推進する農業者団体等に対し、岡山市環境保全型農業直接支払交付金を交付する。

(交付対象者の要件)

第4条 交付金の交付対象となる農業者団体等は、実施要綱及び実施要領に定める要件を満たすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、交付対象者としなないことができる。

(1) 市税を完納していない者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により交付金の交付決定の取消しを受け、当該取

消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者

(交付金の活用方法)

第5条 交付金の交付を受けようとする農業者団体等は、交付金について、構成員への配分のほか、農業者団体等として実施する推進活動に係る経費及び団体の事務を担当する者の手当等の団体事務経費に充当することができるものとする。

2 農業者団体にあつては、交付金の活用方法について、団体の規約に定めなければならない。

(交付単価)

第6条 岡山市が交付する交付金の10アール当たりの交付単価(以下「交付単価」という。)は、別表中の①に掲げる額を上限として市長が定める額とする。

(交付額)

第7条 交付金の交付額は、前条に定める交付単価に、実施要綱別紙第1の4の農業生産活動(以下「対象活動」という。)が実際に履行された面積(以下「履行面積」という。)を乗じて得た額とする。

2 実施要領別記4に定める国の交付金の交付額の調整等があつた場合においては、市長は、別表中の②に掲げる岡山市負担額に国の配分率(実施要綱別紙第1の5の表中の①に掲げる国の交付金の10アール当たりの交付単価に履行面積を乗じた額に対する国の調整された交付額の比率)を乗じて交付単価を算出し、当該交付単価に履行面積を乗じたものに国及び県が交付する交付金を加え、一体的に交付するものとする。

(事業計画の提出及び認定)

第8条 交付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、実施要綱別紙及び実施要領第8の1に定めるところにより、実施要領共通様式第1号に必要な書類を添えて実施要領の定める期日までに市長に提出するものとする。

2 市長は、審査の上、妥当であると認められるときは、事業の認定を行い、実施要領の定めるところにより申請者に通知をするものとする。

(事業計画の変更)

第9条 申請者は、実施要綱別紙に定める重要な内容の変更が生じるときは、実施要綱別紙及び実施要領第8の3の(1)に定めるところにより、実施要領共通様式第5号に変更後の事業計画書を添えて実施要領の定める期日までに市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、市長は、前条第2項の規定に準じて認定を行うものとする。

3 申請者は、実施要綱別紙に定める内容以外の軽微な変更が生じるときは、実施要綱及び実施要領第8の3の(2)の定めるところにより市長に届出を行うものとする。

(交付の申請)

第10条 申請者は、岡山市環境保全型農業直接支払交付金交付申請書(様式第1号)に市税納付状況確認同意書(別記様式)を添えて、市長の定める期日までに市長に提出するものとする。

2 規則第5条第1項各号に規定する提出書類については、同条第2項の規定により省略する。

(交付の決定)

- 第11条 市長は、交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、実施要領第6の定めるところにより、予算の範囲内において交付金の交付の決定をするものとする。
- 2 市長は、前項の審査の結果により交付金を交付することが不適当と認めるときは、速やかに申請者に対してその旨を通知するものとする。

(交付決定の通知)

- 第12条 市長は、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を、申請者に対し、岡山市環境保全型農業直接支払交付金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(申請の取り下げ)

- 第13条 申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る交付の決定の内容に不服があるときは、通知を受けた日から20日以内に文書をもって取り下げることができる。
- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る交付の決定はなかったものとみなす。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

- 第14条 第11条の規定により交付金の交付の決定を受けたもの(以下「交付事業者」という。)は、事業を変更しようとするとき、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく岡山市環境保全型農業直接支払交付金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付金の決定額の変更を伴わない事業の変更は、この限りでない。

(変更、中止又は廃止の承認)

- 第15条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、岡山市環境保全型農業直接支払交付金変更(中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により、交付事業者に通知するものとする。

(実施状況の報告)

- 第16条 交付事業者は、交付金の交付の決定のあった日の属する年度の1月末日までに、実施要領第8の4(1)に定めるところにより、市長に対して実施状況の報告を行うものとする。

(実施状況の確認)

- 第17条 対象活動に係る確認は、実施要領第8の5のとおり行うものとする。
- 2 市長は、前項に基づく確認結果を、実施要領様式第8号により、交付事業者が交付金の交付を受けようとする年度の3月5日までに、交付事業者に通知するものとする。

(着手届及び完了届の免除)

- 第18条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(交付金の完了前交付)

第19条 規則第19条第1項ただし書の規定により、交付金の活用方法として、構成員への配分を行う場合は、事業の完了前に交付金の全部または一部を交付できるものとする。

2 前項の規定に基づき、事業の完了前に交付金の交付を受けようとするときは、岡山市環境保全型農業直接支払交付金交付請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第20条 交付事業者は、第17条の規定による実施状況の確認結果通知を受けてから、毎年度3月末日までに、岡山市環境保全型農業直接支払交付金実績報告書(様式第6号)に次の各号に定める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 交付金の支出の内訳及び支払日等が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付金の額の確定)

第21条 市長は、前条に定める実績報告の確認後、その内容が適当であると認められるときには、交付金の額を確定し、岡山市環境保全型農業直接支払交付金確定通知書(様式第7号)により、交付事業者に対し通知するものとする。

(交付金の返還)

第22条 市長は、交付金の交付を受けた交付事業者が、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める金額について、岡山市環境保全型農業直接支払交付金返還命令書(様式第8号)により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- (1) 実施要領第4の対象活動の要件を満たさないことが確認された場合には、原則として、当該年度に交付された交付金のうち、要件を満たさないことが確認された面積に交付単価を乗じて算出される額
- (2) 面積の虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、交付金の全部又は一部

(関係書類の整備)

第23条 交付事業者は、交付金の交付に関する証拠書類、経理書類及び交付金の交付申請の基礎となった書類を、交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成23年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の交付金から適用する。

別表（第6条関係）

農業生産活動	10アール当たりの交付単価（上限）	
	①市の負担額と一体的に国及び県が交付する交付金を加えた交付金の交付単価	②左欄のうち岡山市負担額
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	3,600円	900円
5割低減の取組と緑肥の施用を組み合わせた取組	5,000円	1,250円
5割低減の取組と炭の投入を組み合わせた取組	5,000円	1,250円
5割低減の取組と総合防除を組み合わせた取組 （そば等雑穀・飼料作物以外）	4,000円	1,000円
5割低減の取組と総合防除を組み合わせた取組 （そば等雑穀・飼料作物）	2,000円	500円
有機農業（化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業）の取組 （そば等雑穀・飼料作物以外）	14,000円	3,500円
うち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（注）	16,000円	4,000円
有機農業の取組 （そば等雑穀・飼料作物）	3,000円	750円
その他県知事が特に必要と認める取組（地域特認取組）	実施要綱別紙の1の5の表中②に定める額	実施要綱別紙の1の5の表中②に定める額に1/4を乗じた額
取組拡大加算	4,000円	1,000円

（注） 土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、緑肥の施用又は炭の投入のいずれか1つ以上を実施する場合